

令和 5 年度

第 1 回太子町行財政審議会議事録

日 時：令和 5 年 10 月 18 日(水) 午前 10 時 00 分から午前 11 時 55 分

場 所：太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

令和5年度第1回太子町行財政審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和5年10月18日(水)

場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室

開 会 午前10時00分

閉 会 午前11時55分

2. 諮問事項

特別職等の給料及び報酬の見直しについて

3. 委員の出席者

会長 玉田 純造 (連合自治会)

委員 中村 孝秀 (有識者)

委員 今村 真也 (有識者)

委員 赤松 伊登枝 (有識者)

委員 廣岡 稔巳 (商工会)

委員 福田 秀樹 (教育委員会)

4. 町出席者

副町長 榮藤 雅雄

《事務局及び説明員》

総務部長 森田 好紀

総務課 課長 中井 義之

副課長 八木 幸司 (説明員)

副課長 高見 良

係長 大角 かおり

主査 小西 尊弥

5. 傍聴者 なし

6. 審議会経過

別記にて記載する。

1. 開 会
事務局

本日はお忙しい中ご出席を賜りありがとうございます。ただ今から、太子町行財政審議会を開会いたします。会議の進行につきましては、お手元の次第に基づいて進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。それでは、会議に先立ちまして副町長よりご挨拶を申し上げます。

2. 副町長挨拶
副町長

(副町長挨拶)

3. 会 長 挨 拶
会 長

昨年度の会議では、下水道使用料の改定についてご審議いただきましたが、本日は特別職等の給料および報酬の見直しについて、委員の皆様の率直なご意見をお聞かせいただきたく、ご審議のほどよろしくお願い致します。

4. 副町長諮問
副町長

(諮問書 読み上げ)

事務局

それでは審議に入ります。副町長につきましては、公務によりここで退席させていただきます。

(副町長 退席)

5. 審 議
会 長

ただいま、副町長より諮問を受けました特別職等の給料および報酬の見直しにつきまして説明をお願いします。

説明員

それでは、お手元にお配りした資料に基づきご説明いたします。副町長の話にもありましたが、特別職の給料および報酬につきましては、前回は平成 30 年度に見直しを行っています。その後、新型コロナの流行、昨今の物価高騰やそれに伴う賃上げが国の方で主導的に行われているなど、前回とは社会状況が明らかに異なっております。その中で、まずは、太子町及び兵庫県内各市町の財政状況について説明をさせていただきます。

<太子町及び県内市町の財政状況について>説明

説明員

続きまして、個別の諮問事項の説明をさせていただきます。1 点目は、町長、副町長及び教育長の給料月額について、説明いたします。

<町長、副町長及び教育長の給料月額について>説明

- 会 長 ありがとうございます。それでは審議に入りたいと思います。事務局の説明に対して意見はありますでしょうか。
- 今村委員 もし町長の公約が無かったら給料はどうなっていましたか。
- 説明員 給料の減額措置が無いということになります。
- 会 長 他にご意見はございませんか。
- 赤松委員 町長が公約で給料を 20%減額されており、給料額が逆転するからということで、副町長と教育長もそれぞれ 10%と 8%減額ということですが、この 3 名に関しては私たちからするともちろん高額ではありますが、今は本当に物価が高くなっていますので、その辺りの社会情勢も加味しながら審議していけばいいと思います。
- 会 長 他にご意見はございませんか。
- 中村委員 副町長と教育長の減額措置はモチベーションのこともあり、当分の間とはいつまでなんだ、ということにもなりますので、その辺りは今回、町長の任期までという改正案が出ていますので、それでいいのかなと思います。
- 他の団体の平均と見比べると、太子町は減額措置をとられているので、他の町より町長、副町長、教育長の給料月額が少ないなという気もします。なかなかよく考えていただいているなとは思いますが、副町長、教育長については、減額期間が当分の間となっておりますので、その辺りも見直していただければと思います。
- 会 長 皆さんの意見を聞いておりましたら、事務局のご説明のとおり、副町長、教育長の減額期間については、町長の任期に合わせるのがいいのではないかと思います。また、物価の上昇に伴いまして国の方も報酬の改定、つまり、お給料を上げましようと言っていますので、それに沿って上げる方向がいいのではないのでしょうか。これが委員の総意だと思います。
- 説明員 ありがとうございます。事務局として、町長と副町長、教育長の給料につきましては当然、生活給という考え方だけではなくて、職責に対する名誉給という形で、生活に職責の分が上乘せされているような金額設定になっているのかなと思っています。ですので、減額率を下げるという案も考えられなくはないですが、他市町を見ても同じような額ですので、上げていただきたいという方針を言っていただくのは大変ありがたいですが、上げるかどうかは今後検討させていただきたいと思います。
- 事務局案でということですのでよろしいでしょうか。

会 長 今の事務局からの説明内容を、我々の方も承認させていただきます。

説明員 ありがとうございます。続きまして、議員の報酬月額についてご説明をさせていただきます。

＜議員の報酬月額について＞説明

会 長 事務局の説明に続きまして、議員の報酬月額について皆さんからご意見をお伺いしたいと思います

廣岡委員 議員報酬が平成10年から上がっていないということに少し驚きましたが、今の時代、町会議員がしっかり仕事をしているのかについては町民の中でもいろいろと話題になってると思うのですが、町会議員のなり手が少ないということも全国的にニュースなどでよく拝見します。そうなると、やはり議員になって町のために頑張り、町を動かしていこうという力強い議員が出るためには、やった分それなりの報酬がいただけると、やはりやりがいがあるっていうところもまた考え方によってはあると思います。ですから、いただいた報酬分をしっかり町民のために頑張って仕事をするという、そういう方向付けのためにも、上げるのであれば1万円とか1万5千円じゃなく、①の案（一律2万2千円増額）にして、報酬に見合った仕事をしてもらうということをこちらの方から出す方が私はいいと思います。

会 長 私も廣岡委員が言われたように色々な現職議員からお聞きするのは、やはりお給料をもう少し上げていただきたいということです。それでないと良い議員が出てこないだろうということもあるんですけども、他方、町民の意見を色々聞いていると、議員定数を減らし、浮いた分で議員報酬を増額するといいいんじゃないかというような意見もお聞きします。ただ現行、兼業されてない方で若い方が議員に多くなられていますので、生活給という観点から言うともう少し増やしてあげるのが理想と思います。そうすれば、もっとたくさん議員になりたいという方が出てくるんじゃないかと思います。私は先月まで選挙管理委員会に属していましたが、選挙管理委員会の中でいつも意見として出るのが、どうして議員になる人が少ないんだろうとか、投票率が低いんだろうとか、そういった意見がよく出ていました。やはりある程度報酬を上げて、町会議員に魅力を持たせる必要があると思います。

廣岡委員 質問ですが、資料にある議員報酬の一覧を比較した時に、財政力のこともあると思うのですが、町と市でなぜこんなに報酬額が違うのですか。

説明員 明確な答えを持ち合わせていないのですが、やはり有権者の数や人口規模に比例しているのではないかと考えておりまして、町が議会議員の報酬額を改正するとなった場合は、やはり同じ町を参考にしますし、同

様に市が議員報酬を改定する場合は、恐らく同じ市を見ていくと思います。それによって今のような状況になっているのかなと思っております。明確な答えができず申し訳ありません。

赤松委員

議員の今のこの報酬額は、先ほど言われましたけど、平成10年から上がっていないということで、やはり他の仕事と兼業しながら、という話はよくお聞きします。なかなか両立って難しいと思いますから、今まで少し我慢されてきたのかなと思います。やはりある程度の金額をいただいて、そしてそれに対して頑張って仕事をするのが大事じゃないかと思うのと、やはり定数15人の中には色々な方がいらっしゃると思います。色々な長所短所もあると思いますが、やはりこちらもある程度の報酬を上げて、そして、また議員の方たちもそういう自覚のもとでやっていただけたらいいのではないかと思います。

福田委員

私もいろいろ比較する中で、基本的にはより素晴らしい方に、議員、あるいは議長、副議長になっていただくということから考えると、やはり報酬を上げていくという方向でいくべきかと思います。ただ、先ほど会長もおっしゃったように、やはり定数の見直しをすべきではないかと思います。全国的にも確かになり手も少ないですが、定数も多過ぎるのではないかとの意見も結構あると思いますので、やはり定数の削減とセットで見直すというのが、恐らく町民さんの声じゃないかなというふうに考えております。

あと、質問ですがそういった定数のこととか、議員の報酬についてはどこで決まるのですか。

説明員

議員報酬につきましては条例で規定されています。当然、条例を改正しようと思いますと、条例を議会に上程する必要があります。上程する方法は二通りありまして、一つ目は町長部局から改正案を上げる方法、二つ目は議員発議で議員から改正案を上げていただく方法になり、いずれかで条例が上程されまして、そこで可決されますと条例が改正されまして、報酬が改正されるという流れになります。

定数に関しましても条例で規定されておりますが、定数の削減について町長部局側からは申し上げにくいところがありまして、定数を減らす場合は議員発議という形になるかと思います。以前16だった定数が現在は15に減っているのですが、そこも議員同士で定数を15にするのか、14にするのかお話をされて、最終的に15になっています。

廣岡委員

定数が16から15になったのは何年ぐらい前でしたか。

説明員

平成31年4月の町議会議員選挙からです。

廣岡委員

審議するのは最終的には議会になるので、定数についてこちらの方から意見を出すというのは、やはり今の話では難しいということですね。

説明員 町長部局として定数を減らしてくださいということは申し上げにくいのですが、ただ今回のこの場というのは行財政審議会であり、委員の皆様は有識者の方や、各種団体から選出いただいている方になっておりますので、そこからの意見ということでしたら附帯することは可能かと思えます。

廣岡委員 でしたら、先ほど言われたように報酬額を①の案（一律 2 万 2 千円増額）にするのであれば、同時に議員定数を 1 人減らすことを検討していただきたいという条件をつけて審議いただくというのもいいのではないかと思います。

説明員 承知しました。報酬の増額と定数の減をセットで考えるという案ですね。ただ、定数の減となりますと現職の方というのはすぐに減らすことはできませんので、報酬は上げますが定数は早くても次回（4 年後）の選挙から減るということにはなりますが、そのような形で議会の方でも検証を行うように、という附帯意見をつける形をとります。

会 長 今回の廣岡委員のご意見を、我々委員の総意としてお伝えしてよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

今村委員 ただ、報酬の上昇額をどの案にするかですが、私としては③の案（類似 3 町の平均額に増額）でいいのではないかと思います。町民感情などを踏まえると、というところですね。最終的にどう結論付けられるかはお任せになると思いますが。

説明員 その辺りは、審議会からこういう答申がありましたということで、議会の方に条例改正はどうされますか、この案で上げますか、ということをお任せさせていただきます。もちろん、議会が自分達で考えるという話になるかもしれませんが。

会 長 報酬額については、類似 3 町の平均額ぐらいでということでお伝えし、答申していただくということでよろしいでしょうか。

委員一同 それではよろしくお願いします。

説明員 ありがとうございます。続きまして、非常勤特別職等の報酬額についてご説明いたします。

＜非常勤特別職等の報酬額について＞説明

会 長 ただ今、事務局から説明がありました特別職の報酬については、行政委員会の委員や、その他消防団など色々ございますが、主に改正案として挙がっているのは選挙管理委員会の方になりますので、その辺りをよろしくご審議のほどお願いいたします。

廣岡委員 選挙管理委員の方の報酬ですが、今のご説明をまとめてみたら、私的には委員の方は年額 10 万円ぐらい、委員長の方が 12 万円ぐらいというような感覚になると思いますが、ただやはり自分たちが活動した日に日額として委員であれば 1 万円、委員長は 1 万 2000 円に上げていくということが妥当だと思います。

会 長 ありがとうございます。私から言うのもなんですけども、農業委員会と比べましたら、今事務局の方がお話になりましたように選挙管理委員会の活動日数、委員としての責務を全うする日は、年間 10 日前後なので、年額という言い方をすると、やはり町民の方の理解も得られにくいと思いますので、日額という表現にさせていただいたら、年によって変動がありますので、町民の方も納得しやすいのかなと思いますので、改定案として委員長が 1 万 2 千円、委員が 1 万円の日額という形で答申させていただいてよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

説明員 ありがとうございます。次に、2 点目で選挙関係の特別職の報酬につきまして、ご説明させていただきます。

＜選挙関係の特別職の報酬額について＞説明

会 長 何かご意見はございますか。

中村委員 今のご説明でよくわかりましたので、夜通しといいますか、午前 3 時、4 時まで大変な仕事をしておられると思いますので、日額ということで決めさせていただければいいかなと思います。

会 長 国政選挙も町の選挙も日額で、ということですね。

中村委員 はい。

会 長 皆さんもそれでよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

説明員 ありがとうございます。続きまして、最後の項目になります。一般職の給与について、ご説明をさせていただきます。

＜一般職の給与について＞説明

会 長 ありがとうございます。今言われましたように、部長級の職階を一つ上げるということと、初任給を上げて他市町に良い人材が流れないように太子町で確保するという、その二つについてのご意見を伺いたいと思います。まずは部長級の職階について、この案の中でどのような形にするのが良いかということをお聞きしたいと思います。

今村委員 質問ですが、現在、部長級は何名おられますか。

説明員 部長級は4名になります。また参考ですが、課長は17名、副課長は32名になります。

会 長 6級の方は何名になりますか。

説明員 現在6級にいるのは部長と課長の合計21名で、7級を導入しますと部長4名だけが7級に上がるということになります。

会 長 財政的にはどれぐらい影響がありますか。

説明員 7級制は対象が4名になりますので、部長級4名が7級になった場合の給与を試算しましたら、平均で2万円前後、基本給が上がります。基本給が2万円上がるということは期末手当も上がるということで、4名の合計で年間約130万円となります。

中村委員 大卒初任給の方の年収と、部長の年収はそれぞれどれぐらいになりますか。

説明員 部長の年収は約760万円で、大卒1年目の方の年収は約300万円になります。

中村委員 ラスパイレス指数を見ても太子町は低いと思いますし、今、部長の年収をお聞きしても、民間や国家公務員と比べても若干少ないとは思いますが、一般職も含めて上げていただくのが筋かなとは思いますが、後は、上げ幅をどのようにするかを検討していきたいと思います。

会 長 今、ご意見をお伺いしましたが、皆さん、上げることにに関して異議はございませんか。

委員一同 ありません。

会 長 改正案のどの辺りにするのがいいのかというところと、初任給については類似団体の3町と同様に大卒は1-29、短大卒は1-19、高卒は1-9に

して、他市町に良い人材が流れないようにするのがベストかなとは思いますが、7 級制にした場合には管理職手当をどの辺りの金額にするのが良いと思われますか。

廣岡委員

職員の方を目の前にして私も申し上げにくいところもありますので、会長に決めていただいたらよろしいかと思います。

会 長

私としては、本当は①の案（類似 3 町の平均額）が一番いいのかとは思いますが、②の案（播磨町を除く類似 2 町の平均）にすると課長も含め全体が上がるので、ベストまではいかなくてもベターかなとは思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

会 長

ありがとうございます。それでは、管理職手当については改正案の②（播磨町を除く類似 2 町の平均額）で、お願いします。7 級制を導入いただいて、他の類似 3 町と同じように部長は 7 級に上がるような給与体系を提案します。初任給の方はやはり改正案として出ております、大卒は 1-29、短大卒は 1-19、高卒は 1-9、これに上げていただいたら、いい人材が集まるのではないかと思います、その辺りはいかがでしょうか。

廣岡委員

近隣市町に良い人材が流れないようにということは非常に良いことだと思いますが、高卒の採用試験は何人ぐらい受けていますか。高卒は 1-9 ということで変わっていないところが少し引かかるのですが、稲美町と播磨町は 1-13 になっており、高卒の方にもチャンスがあるんだという部分が出ていると思うのですが、太子町はどのようにお考えか伺いたいです。

事務局

職員採用試験につきましては、今年度も第 1 回目が終わっておりまして、約 50 名の受験者がありました。その中で約 10 名が高卒で受験をしている状況です。実際、市であれば受験資格を大卒以上に絞っている場合がありますが、太子町は町内に県立高校もございますので、県立高校の新卒の高校生も受け入れようということで、ここ数年は何名かずつ、高卒の新卒も採用もしております。町としても優秀な人材があれば高校生から採用して人材育成していくというスタンスを持っておりますので、引き続きそういった対応をしていきたいと考えているところです。

会 長

そういった観点から言いますと、稲美町や播磨町に高卒の方も合わせの方が、他市町に流れずに来てくださる可能性は高くなるのですかね。

説明員

来ていただける可能性は高くなりますが、事務局の判断としては、たつの市を超えるのは同じ生活圏として、もちろん姫路市も同じ生活圏にはなるのですが、やはりたつの市を一気にを超えるのは厳しいかと思いま

す。今回はたつの市と同額まで上げて、また次の段階で、もし上げれるのであれば上げて、というふうに考えています。今回一気に高卒を上げずに、足並みを揃えるということで今回はこの金額にしております。

会 長 わかりました。

福田委員 これは一律にこの金額だと思うのですが、例えばその中でも専門性を持っている方を採用したいという場合、例えば専門的な資格を持っている方、教育だったらスクールソーシャルワーカーとか、そういった色々な能力を発揮してもらいたい方を受け入れたいときに、専門職ということで少しプラスアルファみたいな給与体系はありますか。

事務局 それはございません。

福田委員 将来的にそういったことも私は検討していてもいいかと思います。もう全国中から採用できるぐらいに、例えば、特別支援でしたら、特別支援教育士の資格を持っている方とか、そういう方であれば、やはりカウンセラー的なことができるとか、専門的な分野の人はやはり取り合いになってしまいます。ですから、そういった人に対してはちょっと給与を別体系にするとか、そういうことを検討いただき、将来的にまた考えていただけたらと思います。

会 長 今のご意見は町として考えていただきたいなと思います。ありがとうございます。他にご意見はありますか。

福田委員 太子町の素晴らしいところもたくさんありまして、実は太子町はスクールソーシャルワーカーを正規職員で採用いただいております、そのことをご存知の方も多いと思いますが、これは町レベルでは画期的なことです。もう本当にそういう職種の方を町で採用しているというところは、恐らく無いのかなと思います。今回はそういう専門資格を持っている方からすると、太子町はすごいことやっているなという、良い受け取られ方をしていると思いますので、それも付け足しておきます。

会 長 今のお話でしたら、他にも色々な方面から専門的な人材がたくさん受験に来られるかもしれないです。他に皆さんからご意見はございませんか。これで審議終わらせていただいてもよろしいでしょうか。どうもありがとうございます。ただいま多くのご意見をお伺いしましたが、整理して答申に反映させてまいりたいと思いますので、進行を事務局の方へお返しさせていただきますので、よろしくお願いします。

6. その他
事務局

玉田会長ありがとうございました。それでは、本日いただいた意見を答申書という形で我々の方で答申案を作らせていただきます。次回、皆さんに答申案をご確認いただき、内容に問題が無いということであれば、審議会からの答申という形にさせていただきたいと思っております。

次回は10月24日1時半にこの場所にご集合いただきますよう、よろしくお願いいたします。事務局からは以上となります。

それでは委員の皆様には長時間にわたりまして、熱心にご審議いただきましてありがとうございました。引き続き次回もよろしくお願いいたしますと思います。本日はありがとうございました。

太子町行財政審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和5年10月24日

署名委員

今村真也

中村孝秀